「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)(案)」 に対する意見

一般社団法人全国地方銀行協会

## <総論>

金融行政の目標を「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成による国民の厚生の増大」として明確化し、金融行政の視野を「形式・過去・部分」から「実質・未来・全体」に広げ、金融システムの安定と金融仲介機能の発揮、利用者保護と利便、市場の公正性・透明性と活力の両立を通じて目標実現を目指すとの考え方は、地方銀行における経営課題の認識や対応の方向性とも合致しており、基本的に賛同できる。また、ルールベースからルールとプリンシプルベースのバランスを重視したアプローチに転換することについても、地方銀行の経営や業務の自由度を高めるものとして、基本的に歓迎する。

そうした流れの中、検査・監督の焦点が「ビジネスモデル」や「企業文化」といった定量化・可視化が容易ではない領域にシフトし、また、「フォワードルッキングな分析」、「探求型対話」といった不確実性を伴う手法が取り入れられることは、適切に運用されなければ、「過剰規制・過剰介入によって市場を歪める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる」等のリスクにもつながる可能性がある。

このため、以下の3点に十分留意した運用をお願いしたい。

・新たな検査・監督のアプローチにより、貴庁の行政方針の透明性・予見可能性が低下した場合、かえって金融機関の適切なリスクテイク行動の委縮や規制対応コストの増加を招き、顧客本位の業務運営の追求に水を差しかねない。そうしたリスクを十分意識したうえで、継続的な対話や適時適切な情報提供等により、高い公平性・透明性を確保しつつ実効性

- のある「検査・監督の品質管理」を進めていただきたい。また、政策全体の費用対効果の客観的・定量的な検証を不断に行っていただきたい。
- ・「ベスト・プラクティスのための『見える化』」は、客観性・比較可能性が十分確保されていない形で行われた場合、利用者や市場の混乱を招き、結果として、金融機関の創意工夫を制限することにつながりかねない。 KPIや開示された情報を判断する主体は利用者や市場であるため、貴庁は金融機関間の競争に不必要に関与することなく、金融機関の企業秘密等にも配慮しつつ、「市場メカニズムの発揮」につながるような指標の選定、開示方法等に留意いただきたい。
- ・金融機関が多様で主体的な創意工夫を発揮することができるよう、環境 整備として、他業禁止を含む業務範囲等の規制緩和、公正な競争環境の 確保、他の関係省庁との連携等を柔軟かつ速やかに進めていただきたい。

以上

項目	該当箇所	意見・理由
. 金融行政	の基本的な考え方	
1.金融行政	の目標	
	・金融機関がリカスクのをして、 ない	・規制緩和等により地域金融機関グループの幹組みを超えてが、 前の銀行業の枠組みを超えてが、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が
2. [ 大坦本共鳴 上人动红形本织物		

## 2.「市場の失敗」と金融行政の役割

- ・金融仲介機能の発揮につくと、 
  を融仲介機能の発揮の地域の大変の発揮の地域のではるのでは、 
  を設定を対して、 
  を設定をはないが、 
  を設定をはないが、 
  を設定をはないが、 
  を表に、 
  を表に、、 
  を表に、 
  を

- ・情報の非対称性や個人の限定

項目			
定合理性の問題)等があり、これらに対処することが当局としての役割と考えられる。  3.「当局の失敗」への対応  ・当局の失敗としては、例えば、過剰規・過剰介入にはの方を発える。 ・当局の失敗としては、例えば、過剰規をを必必要により民間の内容をとしてもの行ったを対しての方の方を観視する。過度な対量により民間の内容をの予しまったの可能性が能力の限界から誤った判断できまったりの形である。当局の情報力・能力の付けでしまったり多する人最適性をでの方に記と適いはないか。と考える、当局の情報力・能力の付けでしまったりの部点にのではないか。を説し、の適時性・適け性のではないか。を誤った判断できまったりの部点にのというではないか。を説をいているのではないか。をいるのはは、が性なっ対の方が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、が大きいのではないか。をいるのは、検査・監督の進め方と、今の事に、ななり、、検査・に対して、なり、を検査・に対し、ないの見事に、対がにいるのに理解といるのと、今の等に、対し、と、大きに、対して、ののには、対し、と、大きに、対して、ないのに、、対いのに、を検査を関いているともに対していただが、を検査を育成していたが、といるのには、対しい。・ブリ・段階にで、大きなどともに、対しい。・ブリ・段階に関で、大きなどのは、対し、アブリ・段階に関で、大きを答のとは、対し、アブリ・段階にで、大きなどとをは関関のにで、大きなどのは、対し、アブリ・段階に関でした。と、大きな音のと、対し、アブリ・段階に関で、大きな音のと、対し、アブリ・段階にで、大きな音のと、対し、アブリ・段階にで、大きな音のと、対し、アブリ・アグには、ないのには、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、対し、アブリ・アグには、ないのでは、対し、アグには、ないのではないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないいのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのでは、ないのではないのでは、な	項目	該当箇所	意見・理由
れらに対処することが当局としての役割と考えられる。  3.「当局の失敗」への対応  ・当局の失敗としては、例えば、過剰規制・過剰介入によって市場を変める、金融機関の創意工夫を配としり民間の外別の内へともあられたのでの予見可能性が損なわる。 当局の情報力・能力付けないの適時性・適時性・ののではないが、多いな適時性・ののではないが、の動にも同じと適けないが、の動にも同じというないが、がその時をにならしとものとなるによりには、規制・介入の向内を経済などを経済をといる。当局の失敗の例としては、規制・介入の適内を経済を必要には対しまったのでの予見可能性が行して、まったりタする、所等性を発育のではないが。場時性のではないが。場時性のではないが、の動にはも同じないの適時性・ののが大きいのではないか。 は真・監督の進め方・未来・全体のでは、規制・介入の過内を経済を経済をといるのとなるにといるのとなるにといるのとならにといる過度な知らにのではないが、その助きになど適け性のでもあられた場合にといるではないの適時性・の動いながあるに対している意味を対していることを表生を表すのものものでは、規管の表生を表すのものものでは、規模できるとととま、対しい。・ブリの段階で表すをとしるとは、対しな対しないのでは、対しないのではないのでは、は、は、は、ないのでは、は、は、は、は、は、ないのは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、		題(情報の非対称性や個人の限	合理性の問題は、市場の失敗
しての役割と考えられる。    できるものにはなく対処からに対応が、当対のの対応		定合理性の問題 ) 等があり、こ	の原因となり得るが、金融検
創意工夫によって対処すべき当直も大きいのではないか。た対応が求められると考える。   3 「当局の失敗」への対応		れらに対処することが当局と	査・監督により全面的に対処
1		しての役割と考えられる。	できるものではなく、民間の
おいまでは、			創意工夫によって対処すべき
「当局の失敗としては、例えば、 過剰規制・過剰介入によって 市場を変める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤ったりすると、所掌事務の視点からの部分最適化を全体の厚生の最適化から死毒を対してしまったりする最適化を全体の厚生の最適化から死毒を対してしまったの部別を変しなが表別の事性が考えられる。   ・検査・監督の進め方   ・ 従来、形式・過かられた検査・監督の進め方   ・ 従来、形式・過かられた検査・監督の進め方を見直す。   ・ 形式基準がなくなり、裁量部の進め方   ・ 形式基準がなくなり、裁量部の進め方   ・ 近来・全体の視点にの手を検査に重点を置いた検査を当まれた検査を実現しているの見れた形で実現していくために、実現していくために、実現していくためた、実現のではないた。   ・ プリンシに活を対していたを対し、のボランスの目標を各に、会融行のよりに、会主を対しているの見を書き、とは、表面に金融機関である。   ・ アプリンシアルを実務に落けたるを発することで、検査・監督のことで、検査・監督のことで、検査・監督を対していたをがきるととま、方は、			面も大きいのではないか。当
3.「当局の失敗」への対応 ・当局の失敗としては、例えば、過剰規制・過剰介入によって市場を歪める、金融機関の創意工を不必要に制限間の予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまったりタイミングが遅れてしまったりタイミングが遅れてしまったりりする、所覚・整図る結果幅広い視点からの部分最適化をののではないが。  ・技権・監督の進め方の理性が考えられる。 ・検査・監督の進め方の集中の領向的では変している。 ・検査・監督の進め方のでは対しために転換して、会験のでは、表別ののではないが。 ・がでする、の適時性・ではないか。 ・が大きいのではないか。 ・が大きいのではないか。 ・適時性・適切性の問題のの適時性・適切性の問題のが大きいのではないか。 ・が大きいのではないか。 ・が大きいのではないが、表置がなくなり、裁量部ではいっきないが、対象を言いが、対象を言いが、対象を言いが、対象を言いが、対象を言いが、表置が、表面では、表面でいた。を踏まるともに、全部を関ので、対域を対象を踏まえて対話のできたい、・が対していただきたい、・が対していただきたい、・が対していただきたい、・が対していたに落きたと、・が対していたに落きたい、・が対していただきたい、・が対していただきたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに落きたい、・が対していたに変しないは、対していたにないないには、対していたにないないは、対していたいないは、対していたは、対していたないのではないないは、対象を表面ではないは、対象を表面ではないないは、対象を表面では、表面では、対象を表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、表面では、			局としてバランスの取れた対
・当局の失敗としては、例えば、 ・過剰規制・過剰介入によって 市場を歪める、金融機関の創 意工夫を不必要に制限する。 過度な報量にが損なわれる、 当局の情報力・能力の限界から誤ったりタイミングが事務の 視点からの部分最適化を図る 結果幅広の国ではでする、所掌事務の 視点がのの事性である。 ・検査・監督の進め方 1.「実質・未来・全体」を実現するための まの 集中の低にの通過方がなうなの、 集中の低にのの国に関してしまう、アントーストが考えられる。 ・検査・監督の進め方 1.「実質・未来・全体」を実現するための まの手法 ・従来、形式・過去・部分への 集中の低に最適があられた検査・ 監督を、実にのの目標をのに、金融行政の目標をを重点を置いたものにも 積し、のが大きいのではないか。 ・形式基準がなくなり、検査・ 毎間のパランスの取れた検査・ 監督を、実現するための でもに、表責庁に方にを検査をに、金融でいる。 を検査・監督の進め方を見直す。 ・バンシンに、対を育成していただきたい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシブルを実務に落きたいい。 ・ブリンシでは、発音に表するとは、会融機関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定の目線を関の間で一定を共有することで、検査・監督の			応が求められると考える。
過剰規制・過剰介入によって 市場を歪める、金融機関の創 意工夫を不必要に制限する、 適度な裁量により民間部門で の予見可能性が損なわれ限界から誤ったりタイミングが遅れてしまったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点を図る結果幅の間での予見前報のではないが。 は点からの部分最適の国民全体の厚生の最適プライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。 ・検査・監督の進め方  1. 「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質を置いた検査・監督を、実質を置いた検査・監督を、実質を置いた機査・関していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・ががよりないの見見考さともに、金融機関の実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・プリンシブルを実務に落きたいい。・グロシび段階において、検査・監督の間で一定の目線を聞いまれば、表情に対していただが、表情に対していただが、表情に対していたができたいい。	3 . 「当局の	失敗」への対応	
市場を歪める、金融機関の創意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付れてしまったりタする、所掌事務の視点からの部分最適化を図る結果幅広いの部分最適化を全体の厚生の最ンプライアンス・コストが不必要に増大する。等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方 1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集監督の進め方・監督を上のに転換し、金融行政の目標を各体の視点に重点を宣置いた検査・監督を上のに転換し、金融行政の取れた検査・監督の進め方を見直す。 ・がオリカラなの記し、裁検査・監督の進め方を見直す。・プリンを実務に落ととまに、金融機関の高さとで、検査・別の間で一定を発力していただきたい。・ブリンを実務に落けるとと表し、近も設験でして、大材を育成していただきたい。・ブリンを実務に落け、カリンの関係において、大材を育成していただきたい。・ブリンを実務に落け、カリンの関係によるとともに、金融機関のもで、大材を育成していただきたい。・ブリンを実務に落け、カリンの関係において、大材を育成していただきたい。・ブリンを実務に落け、対対は関係により、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対していたが、対対は対対は対対が、対対は対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対対が、対		・当局の失敗としては、例えば、	・当局の失敗の例としては、規
意工夫を不必要に制限する、過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまったりタする、頻適化をしてしまったりの部分最適の国民全体の厚生の最適化からイアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・がみら未来・全体の視点であれた検査・監督を、実現するためのの視点に重点を200元の形式ががあることで、検査に重点を10元のの取れた検査・監督を変更にならし、金融行政の取れたを対していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・ガリンスのの取れたを対していくために、検査・監督の進め方を見直す。・ブリンを実務に落庁と表し、プリンシブルを実務に落庁にを対していただきたい。・ブリンを実務に落庁にを対していただきたい。・ブリンを実務に落庁と表し、対し段階においての目に表し、が、対していただきたい。・ブリンを実務に落庁と表し、対しり段階においての目に表していたが、対していただきたい。・ブリンを実務に落庁と表し、対しり段階においての目に表していたが、プリンを実務に落庁と表し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し		過剰規制・過剰介入によって	制・介入の過不足もあるが、
過度な裁量により民間部門での予見可能性が損なわれる、当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点からの部分最適化を全体の厚生の最適プラライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・部分への集中の傾実質・未来・全体の視点に重点を置いたものの現れた検査・監督を、実記がよれた検査・監督を、実記がより、検査・監督を、実現するために転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・グロの見重解と関することで、検査・監とは会共有することで、検査・監督のとなっての目線を関います。・ブリンシブルを実務に落とと共有することで、検査・監督のとなって、検査・監督のとなって、検査・監機関の間で、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監機機関の間でで、検査・監督をは、当に対していただきたい。・ブリンシブルを実務に落とと会・機機関の間でで、検査・監督をは、対に対したが表表に対したがよりに対していたがといるとなが表表に対したが表表に対したが表表に対したが表表に対していたがというに対していたがというに対していたがというに対しているが表表を表表に対していたがというに対しているが表表を表表しているが表表を表表を表表しているが表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を表表を		市場を歪める、金融機関の創	規制・介入の内容や方向性が
の予見可能性が損なわれる、当局による対応の適時性・適切性の問題の方き誤った判断を押し付けてしまったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点からの部分最適化を図る結果幅広い視点での国民全体の厚生の最適化プラインス・コストが性力を表してしまう、コンツ要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・グリンシブルを実務に落とと会共有することで、検査・監督の		意工夫を不必要に制限する、	その時点における経済・社会
当局の情報力・能力の限界から誤った判断を押し付けてしまったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点からの部分最適化を図る結果幅広い視点での国民全体の厚生の最適化から乖離してしまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法  ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実に重要を関し、金融行政の目標を各に、金融である検査をにいならないの見直しの表方とないの見がある。とならないの見重解を表におり、金融である。となどともに、金融機関の間で一定の事別人材を育成していただきたい。・プリンシプルを実務に落とと金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		過度な裁量により民間部門で	の動きに即したものとなって
・ に対してはないが。 が大きいのではないが。		の予見可能性が損なわれる、	いないなど、当局による対応
まったりタイミングが遅れてしまったりする、所掌事務の視点からの部分最適化を図る結果幅広い視点での国民全体の厚生の最適化から乖離してしまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落としい。・プリンシブルを実務に落とと金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		当局の情報力・能力の限界か	の適時性・適切性の問題の方
しまったりする、所掌事務の 視点からの部分最適化を図る 結果幅広い視点での国民全体 の厚生の最適化から乖離して しまう、コンプラインス・コストが不必要に増大する、 等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・プリンシブルを実務に落とと金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		ら誤った判断を押し付けてし	が大きいのではないか。
現点からの部分最適化を図る 結果幅広い視点での国民全体 の厚生の最適化から乖離して しまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する。 等の可能性が考えられる。 ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。 ・プリンシプルを実務に落とと金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		まったりタイミングが遅れて	
結果幅広い視点での国民全体の厚生の最適化から乖離してしまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法  ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。  ・ガリンシプルを実務に落とと金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		しまったりする、所掌事務の	
の厚生の最適化から乖離してしまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法  ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・とともに、金融機関のできるきたい。 ・プリンシプルを実務に落とと、発査・監督のと、検査・監督の		視点からの部分最適化を図る	
しまう、コンプライアンス・コストが不必要に増大する、等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1. 「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法  ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。  ・形式基準がなくなり、裁量部分が増加することで、検査官にバラつきのある検査において、今回の見直しの考え方を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関のまきを踏まえて対話のできるもにい。・プリンシプルを実務に落とといい。・プリンシプルを実務に落とと、対 は関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		結果幅広い視点での国民全体	
コストが不必要に増大する、 等の可能性が考えられる。  ・検査・監督の進め方  1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法  ・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。  ・プリンシブルを実務に落とともに、金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		の厚生の最適化から乖離して	
等の可能性が考えられる。		しまう、コンプライアンス・	
<ul> <li>・検査・監督の進め方</li> <li>1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法</li> <li>・従来、形式・過去・部分への集中の傾向がみられた検査・監督を、実質・未来・全体の視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。</li> <li>・形式基準がなくなり、裁量部分が増加することで、検査官等に対力である検査・監督とならないよう、貴庁において、今回の見直しの考え方を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関の実態を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。</li> <li>・プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の</li> </ul>			
1.「実質・未来・全体」を実現するための3つの手法 ・従来、形式・過去・部分への 集中の傾向がみられた検査・ 監督を、実質・未来・全体の 視点に重点を置いたものに転 換し、金融行政の目標を各目 標間のバランスの取れた形で 実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。 を踏まえて対話のできる専門 人材を育成していただきたい。・プリンシプルを実務に落とし 込む段階において、貴庁と金 融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の		<b>等の可能性が考えられる。</b>	
・従来、形式・過去・部分への 集中の傾向がみられた検査・ 監督を、実質・未来・全体の 視点に重点を置いたものに転 換し、金融行政の目標を各目 標間のバランスの取れた形で 実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。 ・形式基準がなくなり、裁量部 分が増加することで、検査・監 督とならないよう、貴庁にお いて、今回の見直しの考え方 を検査官等に理解・浸透させ るとともに、金融機関の実態 を踏まえて対話のできる専門 人材を育成していただきたい。 ・プリンシプルを実務に落とし 込む段階において、貴庁と金 融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の			
集中の傾向がみられた検査・ 監督を、実質・未来・全体の 視点に重点を置いたものに転 換し、金融行政の目標を各目 標間のバランスの取れた形で 実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。	1. 「実質・		
監督を、実質・未来・全体の 視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で 実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。 毎にバラつきのある検査・監督とならないよう、貴庁において、今回の見直しの考え方を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関の実態を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。・プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の		・従来、形式・過去・部分への	7.7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7 - 7
視点に重点を置いたものに転換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。			
換し、金融行政の目標を各目標間のバランスの取れた形で実現していくために、検査・監督の進め方を見直す。			
標間のバランスの取れた形で 実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。 を検査官等に理解・浸透させるとともに、金融機関の実態を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。 ・プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の			
実現していくために、検査・ 監督の進め方を見直す。			
監督の進め方を見直す。 を踏まえて対話のできる専門人材を育成していただきたい。 ・プリンシプルを実務に落とし込む段階において、貴庁と金融機関の間で一定の目線を共有することで、検査・監督の			
人材を育成していただきたい。 ・プリンシプルを実務に落とし 込む段階において、貴庁と金 融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の			
い。 ・プリンシプルを実務に落とし     込む段階において、貴庁と金     融機関の間で一定の目線を共     有することで、検査・監督の		監督の進め方を見直す。	
・プリンシプルを実務に落とし 込む段階において、貴庁と金 融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の			
込む段階において、貴庁と金 融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の			
融機関の間で一定の目線を共 有することで、検査・監督の			
有することで、検査・監督の			
			有することで、検査・監督の

見直しの円滑な移行を図るた

項目	該当箇所	意見・理由
25日	以コロバ	めにも、金融機関に対し実務
		的で分かりやすい説明を行っ
		ていただきたい。例えば、「ベ
		スト・プラクティス」の「ベ
		スト」は「最高」との意味合
		いが強く、現場レベルにおい
		ては、多様な経営判断等が否
		定されているようにも受け取
		られかねない(「望ましいあり
		方の一類型」や「好事例」等
		とした方がよい)など、外来
		語を多用することによる認識
		のブレ等にも留意していただ
		きたい。
2.優先順位	の機動的な見直し	
(金融シス	・こうした新しい経営環境の下	・足元の国内市場の縮小や低金
テムの安定	では特に、適切なリスクテイ	利の継続等の環境下におい
と金融仲介	クを通じた収益性の確保なし	て、継続的なリスクテイクに
機能の発	には持続的な健全性を確保す	よる収益確保を実現すること
揮)	ることはできない。	は困難であるため、それ以外
		の多様な創意工夫に取り組む
		ことが重要性を増しているこ
		とを強調すべきではないか。
(利用者保	・顧客本位の業務運営の原則に	
護と利用者	照らし、各金融機関の業務運	に判断し、金融機関を選別す
利便)	営について対話するととも	るのは顧客である。「見える
	に、顧客が良い商品・サービ	化」に取り組む主体は金融機
	スを提供する金融機関を選び	関であり、貴庁は望ましいと
	やすいよう、その活動内容の	考える「見える化」を例示す
	│ 「見える化」に取り組んでい │ ╭	るに留めることが適当ではな
2 目/17 甘油	く。   の漢ウ化のを探切する「見仏甘淮	いか。 : <del>!</del> ☆=π
	Ĭの遵守状況を確認する「最低基準 「・チェックリストの∕囲型項目を	1
(3) 今後の	・チェックリストの個別項目を   満たしているか不かではな	・「企業文化」の実効性評価にお
最低基準	満たしているか否かではな	いては、本部ではなく営業店に対する絵本・監督も行われ
検証の進	く、ガバナンス、企業文化、   内部管理能熱が会体として必	に対する検査・監督も行われ
め方	内部管理態勢が全体として必要な実効性を有しているか不	ると想定されるため、営業店
	要な実効性を有しているか否	に不必要な負担がかかること
	│ かを評価することを検証の目 │ 的とする。	│ のないよう配慮いただきた │ い。
	│ 时こする。 │・個別の内規の策定・実施状況	い。  ・ガバナンスや企業文化の意味す
	の確認等、内部監査に委ねる	るところは幅広く、些細な非違
	べき事項は内部監査に委ねる	でもガバナンスや企業文化に結
		くしのハノノヘド止未入心に知

項目	該当箇所	意見・理由
	る。	び付けることが可能であるため、「中部監査に乗りるがき事
		め、「内部監査に委ねるべき事   ローの考えた等を言まれば、#
		項」の考え方等を示すなど、裁 量の幅が広くならないように留
		量の幅が広くなりないように留 意していただきたい。
(3) 今後の	・一旦受けた指摘に対する対応	・一旦受けた指摘に対し、金融
最低基準	が固定化することのないよ	機関が状況に応じて適切に対
検証の進	う、金融機関が過去の報告で	応できるよう、今後整備する
め方	示した改善の方法について修	手順は明確に示していただき
	正を行うための手順を整備	たい。
	し、状況に応じた変更を容易	
	にする。Q&Aや法令適用事	
	前確認手続(ノーアクショ	
	ン・レター制度)を利用しや	
1 +± 4± =T 4+	すいものとしていく。   な異仏其進六兄を恋侶するための	 
4 . 持続可能 (1) 動的な	『な最低基準充足を確保するための 「・将来的に最低基準に抵触する	「動的な監督」 ・金融機関との対話によって将
監督の意		来的に最低基準に抵触する蓋
五日の心	<b>一一一</b>	然性を議論するのではなく、
32		「将来的に最低基準に抵触す
		る蓋然性が高い金融機関」を
		検証する際のアプローチを定
		性・定量の両面からできる限
		り具体的に示すなど、裁量の
		幅が広くならないように留意
		していただきたい。
		・検査・監督を通して将来的に最
		低基準に抵触する蓋然性が高    い事象を把握した場合は、他
		い争家を拒握した場合は、他     の金融機関においても予防的
		な対策に活かすことができる
		よう、速やかに他の金融機関
		にも可能な範囲で情報を開示
		していただきたい。
(2) 将来を	・最低基準で十分に捉えられて	・収益向上や競争上の優位性確
見据えた	いないリスクを過大に抱えて	保を目的として、自ら適切に
分析	いる場合	把握できない、あるいは収益
		に見合わないリスクを取るこ
		との危険性を認識する必要が
		あるため、個別の金融機関が
		自ら評価することが困難なり
		スクを取ることに対し、前広

項目	該当箇所	意見・理由
		な対話や情報提供をお願いし
		たい。
(2) 将来を	・足元の好環境によって将来最	・経営管理手法としてのストレ
見据えた	低基準に抵触する原因となる	ス・テストの意義の認識を高
分析	問題が覆い隠されている場合	めるため、その実施手法だけ
	等には、ストレス・テストに	でなく、今後示される分野別
	よる検証も有効な手法となり	の「考え方と進め方」におい
	うる。	て、ストレス・テストの結果
		の活用方法等も示していただ
		きたい。
< B O X >持	・当局設定の共通シナリオを用	・貴庁が設定した共通シナリオ
続的な健全	いたストレス・テストを活用	を使って仮説を設定していく
性に関する	する視点としては、たとえば	ことが想定されるが、金融機
フォワード	以下のようなものが考えられ	関毎に経営環境、ビジネスモ
ルッキング	る。今後、上記のような副作	デル、リスク特性が異なるた
な分析の例	用にも留意しつつ、活用のあ	め、シナリオの設定にあたっ
	り方について検討を深めてい	ては、そうした面からの副作
	<.	用も踏まえ、金融機関との間
		で継続的かつ幅広に十分な対
		話を行っていただきたい。
(3) 柔軟か	・金融機関ごとの経営環境(地	・仮説を設定する際は、機械的・
つ実効性	域経済の動向、人口動態等)	画一的なものとならないよ
ある対応	ビジネスモデル(貸出や有価	う、貴庁内で十分な議論を行
	証券運用の経営方針等)リス	っていただきたい。
	ク特性を踏まえた分析を行	・権限を持って監督する側の当
	い、根本問題について仮説を	局と被監督側の金融機関との
	構築すること	対話において、双方の見方が
	・構築した仮説を起点に、金融	違う場合等は、対等の対話は
	機関の自己評価を十分に踏ま	期待できず、実質的に当局に
	えながら、金融機関との間で	よる行政指導となる。経営判
	深度ある対話を行い、課題及	断等に関わる実質的な行政指
	びその原因を明確化し、金融	導が安易に行われることがな
	機関と共有すること(見方に	いよう、行政手続法第 35 条第
	違いが残る場合には違いを確	3項(行政指導が口頭でされ
	認した上で議論を継続するこ	た場合において、相手方から
	と)	書面の交付を求められた場
	・共有された課題認識に基づき、	合、行政指導に携わる者は、
	金融機関において具体的な改	行政上特別の支障がない限
	善策が策定されるよう求め、	り、これを交付しなければな
	改善状況のフォローアップを	らない旨規定されている)の
	行うこと	趣旨を踏まえ、当該対話にお
		ける当局側の意見について書

項目	該当箇所	意見・理由
	プラクティスのための「見える化 ・利用者の側に何が良い商品・ サービスか判断するための適 切な視点・知識・経験(金融	き、なに善仕いに確」融いて込は場、れき、なに善仕いに確」融いて込は場、れるまもお策方た違認と機場もめ貴を貴っている。なに善けにののが、、方分にではいるで、解は収議がものが、、方分にではは継見ををこ続いるで、対し方る己すているで、解は収議すを正の相にがい。益関改のて方をる金難し見の立め容が、、方がに、対し、対しのが、、方がには継見ををこ続いるで、解は収議がもののよたのは等にだいとがにあり、とるにつきがたるのなぐい。見す見にがに、東論がもののがは、対し、対しに確しは、対しは、対しのは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのは、対しながは、対しのでは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しのがは、対しいのは、対しのがは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しのがは、対しのがは、対しのは、対しのがは、対しのがは、対しいのは、対し、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しのは、対しいのは、対しのは、対しいのは、対しのは、対しのは、対しのは、対しのは、対しいのは、対しのは、対しいいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、対しいのは、は
たす役割		役割として、国民の金融リテラシーの向上に積極的に取り 組んでいただきたい。
(1) トクの「化型の当たべ プィめえ探話義の役スラスのる究」と果割	・当局としては、1)ルールとは、1)ルーレーのでは、1)ルールとやのでは、1)ルールとのできるとのできるとのでするでするでするでするでするでするには、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1、1	・ベスト・プラクティスの開示 の促進等に関し、例えばガバーリスク管理、サイイーリスク管理、関連の対応等の創意ないでは、金融機関全方、で共有する必要がある。一度をでは、のの創意であり、各金融機関の「企業秘密」であり、競争力の源泉である。

項目	該当箇所	意見・理由
	取り除くように努める。	など、ベスト・プラクティス
		を開示することが自由競争の
		面で馴染まない項目・領域は
		多い。貴庁の示唆するベス
		ト・プラクティスを実践する
		ことで、金融機関や金融サー
		ビスの均質化が進み、競争力
		の向上につながらない懸念も
		あることから、貴庁が「ベス
		ト・プラクティス」を開示し
		たり、優良な開示例等を示し
		たりすることの是非について は、さらなる議論が必要では
		は、さらなる議論が必要では
		│ ないか。 │・仮に貴庁が「ベスト・プラク│
		ティス」を開示する場合は、
		金融機関の企業秘密や創意工
		夫を保護する仕組みが必要で
		はないか。
(2)「見える	・利用者の目から見て金融機関	・評価指標の開発にあたっては、
化」	ごとの商品・サービスの違い	必要な情報等について顧客に
	が分かりにくい「情報の非対	対しニーズ調査を行うととも
	称性」の問題を補う上では、	に、金融機関の意見も取り入
	民間の第三者的な主体による	れていただきたい。
	評価指標の開発・公表や、金	・民間の第三者的な主体につい
	融機関による自主的な開示の	ては、公的な背景や貴庁の関
	充実が有効であると考えられ 	与がないことが確保されるべ
(2)	る。 	きと考える。
(2) 「見え	・地域金融の面では、顧客が主	・「平成 29 事務年度 金融行政方
る化」	体的に金融機関を選択し、金融機関の簡素を	針」に、各金融機関の金融仲
	融機関間の顧客本位の競争を	│ 介を客観的に「見える化」で │ │ きる統一された定義に基づく
	実現する一助となるよう、金 融機関の金融仲介(企業への	比較可能な共通の指標群(K
	付加価値提供等)を客観的に	PI)の策定が示されている
	対加価値提供等)を各観的に   評価できる共通の諸指標を設	が、実際には、異なる環境で
	定し、その改善に取り組んで	経済活動を行っている金融機
	いる。	関を客観的かつ公平に比較す
		ることは困難ではないか。分
		かりやすい「見える化」を追
		求することも必要であるが、
		KPIに対する結果をもって
		一律に評価されないようにす

項目	該当箇所	意見・理由
	以当画が	ることも必要と考える。
(2)「見える	│ │・当局が収集した情報の公表に	・例えば、直近の金融レポート
(2) 光たる   化」	ついては、例えば商品・サー	において、「(投資信託は)同
1.0.1	ビスの内容・品質等について	ーグループ内に販売会社を持
	金融機関の間でどの程度の違	つ大手運用会社において、顧
	いがあるかを「金融レポート」	客の利益につながる商品があ
	等で公表することにより、利	りながら、必ずしも顧客に届
	用者が選別眼を働かせる上で	けられていない」と断定して
	の視点を提供するようにして	おり、これは一面的な判断で
	いる。	はないか。限られた評価期間
	V 1 8 0	における限られた指標の比較
		だけでは、真に適切な評価を
		行うことは難しいのではない
		か。
(4) 業界に	・個別金融機関による開示だけ	・業界共通フォーマットによる
よる自主	では利用者による比較・検討	開示は、形式、部分への集中
的な取組	が進みにくい場合には、業界	に陥る可能性や、創意工夫の
み	共通フォーマットに基づく開	障害となる可能性があること
	スペットに盛って帰る	から、慎重な運用とするよう
	一覧性のある開示を提供する	留意いただきたい。
	ことも有益と考えられる。	田/SV1/C/C C /CV1。
6 「最低基準	準検証」、「動的な監督」、「見えるſ	と探究型対話」を通じた進め方
(オン・オ	・継続的な情報収集と対話を下	・オンサイトモニタリングと、
フー体の継	に各金融機関の特性を把握	財務局によるトップヒアリン
続的なモニ	し、課題の性質に応じてオン	グ等の既存のヒアリングは、
タリング)	サイトとオフサイトのモニタ	並存するのか、どの程度の頻
	リングを機動的に使い分け、	度で実施されるのかなど、位
	改善状況をフォローアップす	置付けを明確にしていただき
	る「継続的なモニタリング」	たい。
	への転換を進めてきたところ	·
	であり、より一体性を高めて	
	いく。	
(高い専門	・新しい検査・監督において実	・各地域金融機関が置かれてい
性)	効性のある対話を実現するた	る状況は、各地域の経済状況
	めには、各金融機関固有の実	等により区々であるため、貴
	情についての深い知見の蓄積	庁が金融機関毎に専担者を置
	が不可欠である。また、ビジ	くことで、より理解・把握す
	ネスモデル・経営分析、ガバ	ることが可能になると思われ
	ナンス、リスク管理、資産運	る。金融機関も自行をよく知
	用等、課題に応じた高い専門	っている専担者がいること
	性に基づく分析が必要とな	で、対話しやすい環境が整備
	る。従来もメガバンクについ	されていくと思われる。した

75.0	÷* 11 55 CC	· 프 디 · III - II - II - II - II - II - II -
項目	該当箇所	意見・理由
	て常時継続して担当する検査	がって、検査官の担当期間の
	官の設置や業務・リスクカテ	長期化や同じような環境にあ
	ゴリーごとの専門検査チーム	る金融機関を複数担当するな
	の編成を試みてきたところで	ど、検査官の体制を柔軟にエ
	あるが、検査・監督の過程、	夫していただきたい。例えば、
	組織、人材面を通じ、取組み	メガバンク等と同様、地銀に
	を更に深化させていく。	おいても貴庁の専担者を設置 することや、エリア毎の実情
		「 することで、エリア <del>毎の美情</del> 」 に熟知した「地銀チーム」、
		「地銀スペシャリスト」を養
		成すること等も考えられる。
 . 当局の態	 	がものである。
	《労産権 「督の品質管理	
	・現場任せ・担当者任せにせず、	・貴庁において新たな検査・監
	組織として品質管理する仕組	智の実施状況をどのように捉 がなれるとのように捉
	みを強化する必要がある。	え、評価しているかを「見え
		る化」することは、金融機関
		との共通認識を深め、検査・
		監督の質等の向上を促進する
		ことにつながることから、品
		質管理の過程においても、検
		査・監督に関する考え方が貴
		庁内でどのように議論されて
		いるか開示していただきた
		l I.
	・金融機関等からの情報収集に	・金融仲介機能の発揮に向け、
	ついて、目的に対して過不足	営業店が顧客と対話できる時
	のないものとなるよう、費用	間をより多く創出するため、
	対効果に十分留意するととも	庁内の連携を進め、重複した
	に、重複徴求の生じないよう	報告等を削減していただきた
	な庁内の情報共有のあり方を	い(特に「金融円滑化」に関
	実現する。	する報告等)。
		・「金融再生法に基づく開示債
		権」のみで役割は果たせると
		考えるため、「金融再生法に 基づく開示債権」と「リスク
		を せい
		目球関惟」を統占していただ きたい。
	・収集した情報の分析結果を可	 ・金融レポートは、単なる調査
	能な限り還元する。	は果やサマリー情報を示して に対象を表して
	10.0 LK 7 52/0 2 0 0	いるだけであり、自らの行動
		につながっていきにくい。金
		にしないしていじにてい。 正

項目	該当箇所	意見・理由
		融機関の企業秘密に配慮しつ
		つ、検査・監督の結果(分析、
		評価等)をどのように公表・
		還元することが効果的か具体
		的に検討していただきたい。
	・金融機関、利用者その他の幅	・個別金融機関の検査・監督の
	広いステークホルダーから適	結果についても判断の適切性
	時に率直かつ不安なく意見・	等が確保されるよう、中立的
	提言・批判が出され、問題点	な第三者である外部専門機関
	の是正・継続的な改善を可能	を設置し、検査・監督の結果
	とする仕組みを整備する。	の講評について、貴庁、被検
		査金融機関、第三者の合同で
		行う仕組みを検討してはどう
		か。
		・業態横断的な金融機関で構成
		される専門機関を設置し、検
		査・監督、その他金融行政に
		ついて意見交換を行い、その
		意見を取り込む仕組みを検討
		してはどうか。
	・金融機関から法令解釈その他	・地域金融機関は、財務局や財
	の相談を広く受け付ける相談	務事務所を通すことが多く、
	体制の整備・対応、事例の公	貴庁へ直接相談を行う仕組み
	表	があった方が効率的で、適時
		適切な意見となりやすい。金
		融機関から貴庁へ直接相談を
		行う仕組みを幅広く導入して     いただきたい。
2 烯杏。欧	 	11/2/28/201 <sub>0</sub>
(1) 検査マ	・検査マニュアルは、別表も含	・従来のチェックリストに基づ
ニュアル	め、廃止することとする	く検査においては、金融機関
		経営の健全性や顧客保護等の
		観点から大きな問題はなくて
		も、議論や指摘対応に多くの
		負担があったことから、検査
		マニュアルの廃止に異論はな
		い(検査マニュアルに基づく
		指摘事項への対応の要否は、
		金融機関において判断するこ
		とで問題ないとの理解でよい
		<i>አ</i> ነ ኤ
		・償却・引当は監査法人の監査

項目	該当箇所	意見・理由
項目 (1) 検査マ ニュアル	・資産分類と償却・引当について、の実務を出発の選筋とはののようのではある。	では、 の倒引個し二応い検場る にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にべを引いル能 にでをあはて がにたに検軟だ にでをあはい の倒引個し二応い検場る で変音が にでをあはい の出いし の出いし の出いし の出いし の出いし のし加に後て の出いし のと のと がにたに検軟だ こと がは、 なの、 のと のと のと のと のと のと のと のと のと のと
		「金融検査マニュアル別冊 〔中小企業融資編〕」
		検査用チェックリスト」や
		等のチェックリスト
` ,	て、現状の実務を出発点に、 今後の改善の道筋としてどの ようなことが考えられるか、	・統一的な最低基準等がない場合、運用ルールの制定(妥当性の検証も含め)など実務に 多大な影響が生じることに加

75.0	÷÷ \\\	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
項目	該当箇所	意見・理由
(3) 考え方、	・あらゆる問題に体系的・網羅	・テーマ毎に検査・監督する際
進め方、	的に解答を提供することを目	は、テーマ毎に部分最適とな
プリンシ	指すのではなく、考え方や進	らないようバランスを踏まえ
プル	め方の整理が有効と考えられ	て対応していただきたい。
	るテーマを順次扱っていく。	
	テーマとしては、プルーデン	
	ス政策、コンプライアンス・	
	リスク管理、金融仲介機能の	
	発揮、といった一般的なテー	
	マ、保険会社等特定の業態に	
	固有のテーマ、ストレス・テ	
	ストの進め方、ITガバナン	
	スのあり方、資産分類や償	
	却・引当といったより具体的	
	なテーマ等、様々な次元のも	
	のが考えられるが、特定の次	
	元に揃えることなく、必要性	
	の高いと思われるものから扱	
	っていく。	
(3) 考え方、	・検討の熟度に応じた対話の材	・分野別の「考え方と進め方」
進め方、	料を提供していくため、議論	ディスカッション・ペーパー、
プリンシ	のための材料であることを明	プリンシプル等を早めに示し
プル	示した文書(ディスカッショ	ていただきたい。
	ン・ペーパー)を活用してい	・金融機関の置かれた環境によ
	く。分野別の「考え方と進め	って多様な考え方があるた
	方」について、これを用いた	め、分野別の「考え方と進め
	対話を進め、考え方が熟した	方」は、無理に考え方を収斂
	場合には、必要に応じプリン	せず、両論併記とする等のア
	シプルの形に整理していく。	プローチをとっていただきた
		l1.
4.組織、人	、材、情報インフラ等	
(1) 金融庁	・金融庁の内部組織の見直しを	・ステークホルダーから適時に
の内部組	進めていく。	率直かつ不安なく意見・提
織		言・批判が出され、問題の是
		正・継続的な改善を可能とす
		る仕組みを金融庁の外部に独
		立した形で構築すべきではな
		いか。
(2) 人材の	・本方針に示したような新しい検	・金融行政と金融機関の目的の
育成・確	査・監督を実現するためには、	方向は同じであり、目的が同
保	職員の多様性、専門性、変化へ	じであれば、ノウハウを共有
	の対応力を高め、さらに、管理	することが望ましいため、可

項目	該当箇所	意見・理由
	職については適切な課題を設	能であれば、貴庁職員の研修
	定しそれを実現するマネジメ	に金融機関の職員も参加でき
	ント能力を、幹部職員について	るようにするなど、貴庁と金
	は金融行政のあるべき姿を構	融機関の人材交流を活発化す
	想し変革を実現できるリーダ	ることを検討していただきた
	ーシップを高める必要がある。	ll.
(3) 情報イ	・優先度の低い情報の報告義務	・「働き方改革」が求められるな
ンフラの	については見直しを進める。	か、既存業務の見直しが課題
整備		となっているため、「優先度
		の低い情報の報告義務」の見
		直しを進めていただきたい。
(3) 情報イ	・金融機関の側における情報技	・効率的かつ納得性のある検
ンフラの	術を活用した規制対応(いわ	査・監督を実現するためには
整備	ゆる RegTech )の進展も念頭に	ICTの利活用が必須である
	置きながら、当局の側におい	ため、タイトルを「ICTの
	ても効率的でリアルタイムか	徹底的な活用」等に変更し、
	つ深度ある実態把握を行うた	ICTの利活用に関する内容
	めの情報技術の活用について	を充実させるとともに、セキ
	知見を深める。	ュリティ面についても盛り込
		むべきではないか。
(4) 日本銀	・世界の中央銀行間の議論、金	・検査・考査、モニタリング情
行との連	融市場や経済についての分	報等、日本銀行との情報共有
携	析、考査、金融システム・レ	を進め、貴庁・日本銀行の間
	ポートの作成等を通じて得ら	で考え方の目線合わせを行う
	れた日本銀行の知見を、金融	とともに、双方に共通の報告
	庁の検査・監督にも活かして	事項については、連携による
	いく。また、日本銀行に有益	報告の一本化等を進めていた
	と考えられる金融庁の知見を	だきたい。
	提供していく。	

以上